

# RSTC 情報セキュリティ教育

株式会社リッアンス T C 社員のみなさまへ

株式会社リッアンス T C 「情報セキュリティ教育」の一環として、このテキストを作成させていただきました。

作成者は、情報セキュリティ委員会・情報セキュリティ委員会です。

この資料は、情報セキュリティに関連する法、規則、および関連通達を遵守することを目的に、情報セキュリティ委員会の監修の下、作成されています。

本テキストは、事例編と法令編に分かれています。

株式会社リッアンス T C 情報セキュリティ委員会

## 株式会社リッアンス T C 「情報セキュリティ教育」 事例編

情報漏洩防止のために

- 情報は「資産」であり、ヒト・モノ・カネと同等の価値があります。 ↓  
ヒト・モノ・カネ同様、適切に取り扱わなければ大きな問題となります。  
ex) 社会的信用の失墜、訴訟問題への発展
- 情報漏洩が起きる状況として、50%が日常的にありがちなシチュエーションです。
- ヒューマンエラーを無くすことは出来ませんが、意識するだけで未然に防止出来ることは多いのではないかと思います。

### 【個人情報の定義】

「個人情報」とは、生存する「個人に関する情報」であって、「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができる ものを含む。）」、又は「個人識別符号が含まれるもの」をいう。

事例 1) 本人の氏名

事例 2) 生年月日、連絡先（住所・居所・電話番号・メールアドレス）、会社における職位又は所属に関する情報について、それらと本人の氏名を組み合わせた情報

事例 3) 防犯カメラに記録された情報等本人が判別できる映像情報

事例 4) 本人の氏名が含まれる等の理由により、特定の個人を識別できる音声録音情報

事例 5) 特定の個人を識別できるメールアドレス（kojin\_ichiro@example.com 等のようにメールアドレスだけの情報の場合であつても、example 社に所属するコジンイチロウのメールアドレスであることが分かるような場合等）

事例 6) 個人情報取得後に当該情報に付加された個人に関する情報（取得時に生存する特定の個人を識別することができなかつたとしても、取得後、新たな情報が付加され、又は照合された結果、生存する特定の個人を識別できる場合は、その時点で個人情報に該当する。）

事例 7) 官報、電話帳、職員録、法定開示書類（有価証券報告書等）、新聞、ホームページ、SNS（ソーシャル・ネットワーク・サービス）等で公にされている特定の個人を識別できる情報

～個人情報保護法ガイドラインより～

身の回りの書類、持ち歩く PC・ケータイに個人情報や機密情報が満載されていることを再認識して下さい。

☐簡単に目が届く場所に、個人情報が書かれた書類をほったらかしていませんか？

☐重要書類は施錠保管していますか？

☐パスワードが書かれた紙を人目の付く場所に掲示していませんか？

#### 【実際の情報漏洩事故事例-1】

メールでの添付ファイルの誤送信

個人情報 5,259 件を含むファイルを誤って添付し、契約先へメールしてしまった

#### ★本事例から学ぶべきこと

とにかく宛先の確認、添付ファイルの内容確認をしつこく徹底する

メールを転送する際も、転送先に応じて履歴を見返して、そのまま転送して問題ないか確

認する ツールを用いて制御する（後述）

【実際の情報漏洩事故事例-2】

車上荒らしに遭い、個人情報リストを紛失

個人情報 96 名分を含むお客様リストが、車上荒らしに遭ったことで紛失

★本事例から学ぶべきこと

そもそも紙で持ち歩く必要のあるものだったのか？持ち出し前に必要性を再確認 移動中であっても会食中であっても、目の届くところで持ち運び・保管すべき どうしても持ち出さなければならない場合は、とにかく必要最低限の情報のみに絞る

【実際の情報漏洩事故事例-3】

顧客情報を含むパソコン・USB を紛失

★本事例から学ぶべきこと

移動中であっても会食中であっても、目の届くところで持ち運び・保管すべき 容易に貸し借りをしない

特別に保管する必要のないデータはローカルに保存しない

可能なものには必ずパスワードをかける

# 株式会社リッアン S T C 「情報セキュリティ教育」

## 法令編

株式会社リッアン S T C 「情報セキュリティ教育」の一環として、この資料を作成させていただきました。

作成者は、情報セキュリティ委員会・情報セキュリティ委員会です。

この資料は、情報セキュリティに関連する法、規則、および関連通達を遵守することを目的に、情報セキュリティ委員会の監修の下、作成されています。

「情報セキュリティ教育」法令編として、以下の法令の重要条文につき、抜粋して掲載しています。

- 1 【刑法】
- 2 【サイバーセキュリティ基本法】
- 3 【著作権法】
- 4 【電気通信事業法】
- 5 【電子署名及び認証業務に関する法律】
- 6 【電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律】
- 7 【電波法】
- 8 【特定電子メールの送信の適正化等に関する法律】
- 9 【不正アクセス禁止法】
- 10 【有線電気通信法】
- 11 【個人情報保護法】

以下の法令に順番に目を通していただくと、情報関連法規と現場でのトラブル可能性のあるケースを意識しながら、情報セキュリティの重要性の理解に努めていただければ幸いです。

# 1 【刑法】

刑法とは「犯罪と刑罰に関する法律である」と定義されます。ここでは、コンピュータやインターネットを利用した事件の中から、刑罰に該当した刑法の条文を抜粋して紹介します。

## ■用語：電磁的記録

第七条の二 この法律において「電磁的記録」とは、電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。

### （電磁的記録不正作出及び供用）

第百六十一条の二 人の事務処理を誤らせる目的で、その事務処理の用に供する権利、義務又は事実証明に関する電磁的記録を不正に作った者は、五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪が公務所又は公務員により作られるべき電磁的記録に係るときは、十年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

3 不正に作られた権利、義務又は事実証明に関する電磁的記録を、第一項の目的で、人の事務処理の用に供した者は、その電磁的記録を不正に作った者と同一の刑に処する。

4 前項の罪の未遂は、罰する。

### （不正指令電磁的記録作成等）

第百六十八条の二 正当な理由がないのに、人の電子計算機における実行の用に供する目的で、次に掲げる電磁的記録その他の記録を作成し、又は提供した者は、三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 人が電子計算機を使用するに際してその意図に沿うべき動作をさせず、又はその意図に反する動作をさせるべき不正な指令を与える電磁的記録

二 前号に掲げるもののほか、同号の不正な指令を記述した電磁的記録その他の記録

2 正当な理由がないのに、前項第一号に掲げる電磁的記録を人の電子計算機における実行の用に供した者も、同項と同様とする。

3 前項の罪の未遂は、罰する。

## (不正指令電磁的記録取得等)

第百六十八条の三 正当な理由がないのに、前条第一項の目的で、同項各号に掲げる電磁的記録その他の記録を取得し、又は保管した者は、二年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

## (わいせつ物頒布等)

第百七十五条 わいせつな文書、図画その他の物を頒布し、販売し、又は公然と陳列した者は、二年以下の懲役又は二百五十万円以下の罰金若しくは科料に処する。販売の目的でこれらの物を所持した者も、同様とする。

## (名誉毀損)

第二百三十条 公然と事実を摘示し、人の名誉を毀損した者は、その事実の有無にかかわらず、三年以下の懲役若しくは禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。

2 死者の名誉を毀損した者は、虚偽の事実を摘示することによってした場合でなければ、罰しない。

## (電子計算機損壊等業務妨害)

第二百三十四条の二 人の業務に使用する電子計算機若しくはその用に供する電磁的記録を損壊し、若しくは人の業務に使用する電子計算機に虚偽の情報若しくは不正な指令を与え、又はその他の方法により、電子計算機に使用目的に沿うべき動作をさせず、又は使用目的に反する動作をさせて、人の業務を妨害した者は、五年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪の未遂は、罰する。

## (詐欺)

第二百四十六条 人を欺いて財物を交付させた者は、十年以下の懲役に処する。

2 前項の方法により、財産上不法の利益を得、又は他人にこれを得させた者も、同項と同様とする。

## (電子計算機使用詐欺)

第二百四十六条の二 前条に規定するもののほか、人の事務処理に使用する電子計算機に虚偽の情報若しくは不正な指令を与えて財産権の得喪若しくは変更に係る不実の電磁的記録を作り、又は財産権の得喪若しくは変更に係る虚偽の電磁的記録を人の事務処理の用に供して、財産上不法の利益を得、又は他人にこれを得させた者は、十年以下の懲役に処する。

第二百五十条 この章の罪の未遂は、罰する。

(※第二百四十六条から第二百四十九条までの罪)

## 2 【サイバーセキュリティ基本法】

「サイバーセキュリティ基本法」は、サイバーセキュリティに関する施策を総合的かつ効率的に推進するため、基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、サイバーセキュリティ戦略の策定その他当該施策の基本となる事項等を規定しています。

### （目的）

第一条 この法律は、インターネットその他の高度情報通信ネットワークの整備及び情報通信技術の活用が進展に伴って世界的規模で生じているサイバーセキュリティに対する脅威の深刻化その他の内外の諸情勢の変化に伴い、情報の自由な流通を確保しつつ、サイバーセキュリティの確保を図ることが喫緊の課題となっている状況に鑑み、我が国のサイバーセキュリティに関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにし、並びにサイバーセキュリティ戦略の策定その他サイバーセキュリティに関する施策の基本となる事項を定めるとともに、サイバーセキュリティ戦略本部を設置すること等により、高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（平成十二年法律第百四十四号）と相まって、サイバーセキュリティに関する施策を総合的かつ効果的に推進し、もって経済社会の活力の向上及び持続的発展並びに国民が安全で安心して暮らせる社会の実現を図るとともに、国際社会の平和及び安全の確保並びに我が国の安全保障に寄与することを目的とする。

### （国民の努力）

第九条 国民は、基本理念にのっとり、サイバーセキュリティの重要性に関する関心と理解を深め、サイバーセキュリティの確保に必要な注意を払うよう努めるものとする。

### 3 【著作権法】

「著作権法」は、著作物などに関する著作者等の権利を保護するための法律です。

#### （差止請求権）

第百十二条 著作者、著作権者、出版権者、実演家又は著作隣接権者は、その著作者人格権、著作権、出版権、実演家人格権又は著作隣接権を侵害する者又は侵害するおそれがある者に対し、その侵害の停止又は予防を請求することができる。

2 著作者、著作権者、出版権者、実演家又は著作隣接権者は、前項の規定による請求をするに際し、侵害の行為を組成した物、侵害の行為によって作成された物又は専ら侵害の行為に供された機械若しくは器具の廃棄その他の侵害の停止又は予防に必要な措置を請求することができる。

#### （侵害とみなす行為）

第百十三条 次に掲げる行為は、当該著作者人格権、著作権、出版権、実演家人格権又は著作隣接権を侵害する行為とみなす。

一 国内において頒布する目的をもって、輸入の時に国内で作成したとしたならば著作者人格権、著作権、出版権、実演家人格権又は著作隣接権の侵害となるべき行為によって作成された物を輸入する行為

二 著作者人格権、著作権、出版権、実演家人格権又は著作隣接権を侵害する行為によって作成された物（前号の輸入に係る物を含む。）を情を知って頒布し、又は頒布の目的をもって所持する行為

2 プログラムの著作物の著作権を侵害する行為によって作成された複製物（当該複製物の所有者によって第四十七条の二第一項の規定により作成された複製物並びに前項第一号の輸入に係るプログラムの著作物の複製物及び当該複製物の所有者によって同条第一項の規定により作成された複製物を含む。）を業務上電子計算機において使用する行為は、これらの複製物を使用する権原を取得した時に情を知っていた場合に限り、当該著作権を侵害する行為とみなす。

3 次に掲げる行為は、当該権利管理情報に係る著作者人格権、著作権、実演家人格権又は著作隣接権を侵害する行為とみなす。

一 権利管理情報として虚偽の情報を故意に付加する行為

二 権利管理情報を故意に除去し、又は改変する行為（記録又は送信の方式の変換に伴う技術的な制約による場合その他の著作物又は実演等の利用の目的及び態

様に照らしやむを得ないと認められる場合を除く。

三 前二号の行為が行われた著作物若しくは実演等の複製物を、情を知って、頒布し、若しくは頒布の目的をもつて輸入し、若しくは所持し、又は当該著作物若しくは実演等を情を知って公衆送信し、若しくは送信可能化する行為

4 第九十五条第一項若しくは第九十七条第一項に規定する二次使用料又は第九十五条の三第三項若しくは第九十七条の三第三項に規定する報酬を受ける権利は、前項の規定の適用については、著作隣接権とみなす。この場合において、前条中「著作隣接権者」とあるのは「著作隣接権者（次条第四項の規定により著作隣接権とみなされる権利を有する者を含む。）」と、同条第一項中「著作隣接権」とあるのは「著作隣接権（同項の規定により著作隣接権とみなされる権利を含む。）」とする。

5 国内において頒布することを目的とする商業用レコード（以下この項において「国内頒布目的商業用レコード」という。）を自ら発行し、又は他の者に発行させている著作権者又は著作隣接権者が、当該国内頒布目的商業用レコードと同一の商業用レコードであつて、専ら国外において頒布することを目的とするもの（以下この項において「国外頒布目的商業用レコード」という。）を国外において自ら発行し、又は他の者に発行させている場合において、情を知って、当該国外頒布目的商業用レコードを国内において頒布する目的をもつて輸入する行為又は当該国外頒布目的商業用レコードを国内において頒布し、若しくは国内において頒布する目的をもつて所持する行為は、当該国外頒布目的商業用レコードが国内で頒布されることにより当該国内頒布目的商業用レコードの発行により当該著作権者又は著作隣接権者の得ることが見込まれる利益が不当に害されることとなる場合に限り、それらの著作権又は著作隣接権を侵害する行為とみなす。ただし、国内において最初に発行された日から起算して七年を超えない範囲内において政令で定める期間を経過した国内頒布目的商業用レコードと同一の国外頒布目的商業用レコードを輸入する行為又は当該国外頒布目的商業用レコードを国内において頒布し、若しくは国内において頒布する目的をもつて所持する行為については、この限りでない。

6 著作者の名誉又は声望を害する方法によりその著作物を利用する行為は、その著作者人格権を侵害する行為とみなす。

なお、「著作権法の一部を改正する法律」が、通常国会において平成 24 年 6 月 20 日に成立し、同年 6 月 27 日に平成 24 年法律第 43 号として公布されました。本法律は、一部の規定を除いて、平成 25 年 1 月 1 日に施行されています。



## 著作権等の保護の強化

### ①著作権等の技術的保護手段に係る規定の整備

現行法上、著作権等の技術的保護手段の対象となっている保護技術（VHSなどに用いられている「信号付加方式」の技術。）に加え、新たに、暗号型技術（DVDなどに用いられている技術）についても技術的保護手段として位置づけ、その回避を規制するための規定を整備。

## ②違法ダウンロード刑事罰化に係る規定の整備

私的使用の目的で、有償で提供等されている音楽・映像の著作権等を侵害する自動公衆送信を受信して行う録音・録画を、自らその事実を知りながら行うこと（違法ダウンロード）により、著作権等を侵害する行為について罰則を設ける等の規定を整備。

## 4 【電気通信事業法】

「電気通信事業法」は、電気通信の健全な発達と国民の利便の確保を図るために制定された法律で、電気通信事業に関する詳細な規定が盛り込まれています。

特に、第四条では、何人も電気通信事業者の取扱中の通信を侵してはならない旨の条文があり、通信の秘密が保護されています。

（秘密の保護）

第四条 電気通信事業者の取扱中に係る通信の秘密は、侵してはならない。

2 電気通信事業に従事する者は、在職中電気通信事業者の取扱中に係る通信に関して知り得た他人の秘密を守らなければならない。その職を退いた後においても、同様とする。

第百七十九条 電気通信事業者の取扱中に係る通信（第百六十四条第二項に規定する通信を含む。）の秘密を侵した者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

2 電気通信事業に従事する者が前項の行為をしたときは、三年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。

3 前二項の未遂罪は、罰する。

## 5 【電子署名及び認証業務に関する法律】

「電子署名及び認証業務に関する法律」は、[電子商取引](#)などの[ネットワーク](#)を利用した社会経済活動の更なる円滑化を目的として、一定の条件を満たす[電子署名](#)が手書き署名や押印と同等に通用することや、認証業務（[電子署名](#)を行った者を証明する業務）のうち一定の水準を満たす特定認証業務について、信頼性の判断目安として認定を与える制度などを規定しています。

## 6 【電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（公的個人認証法）】

「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（公的個人認証法）」は、行政手続オンライン化関係三法のひとつです。

申請・届出などの行政手続をオンラインを通じて行う際の、公的個人認証サービス制度に必要な電子証明書や認証機関などについての決まりごとが盛り込まれています。

以下の3つの法律をまとめて「行政手続オンライン化関係三法」と言います。

- 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（行政手続オンライン化法）
- 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う関連法律の整備等に関する法律（整備法）
- 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（公的個人認証法）

## 7 【電波法】

電波は、テレビや携帯電話、アマチュア無線などさまざま場面で利用されています。「電波法」はこの電波の公平かつ能率的な利用を確保するための法律で、無線局の開設や秘密の保護などについての取り決めが規定されています。

（秘密の保護）

第五十九条 何人も法律に別段の定めがある場合を除くほか、特定の相手方に対して行われる無線通信（電気通信事業法第四条第一項 又は第九十条第二項 の通信たるものを除く。第百九条において同じ。）を傍受してその存在若しくは内容を漏らし、又はこれを窃用してはならない。

（罰則）

第百九条 無線局の取扱中に係る無線通信の秘密を漏らし、又は窃用した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

## 8 【特定電子メールの送信の適正化等に関する法律】

「特定電子メールの送信の適正化等に関する法律」は、利用者の同意を得ずに広告、宣伝又は勧誘等を目的とした電子メールを送信する際の規定を定めた法律です。

（特定電子メールの送信の制限）

第三条 送信者は、次に掲げる者以外の者に対し、特定電子メールの送信をしてはならない。

一 あらかじめ、特定電子メールの送信をするように求める旨又は送信することに同意する旨を送信者又は送信委託者（電子メールの送信を委託した者（営利を目的とする団体及び営業を営む場合における個人に限る。）をいう。以下同じ。）に対し通知した者

二 前号に掲げるもののほか、総務省令で定めるところにより自己の電子メールアドレスを送信者又は送信委託者に対し通知した者

三 前二号に掲げるもののほか、当該特定電子メールを手段とする広告又は宣伝に係る営業を営む者と取引関係にある者

四 前三号に掲げるもののほか、総務省令で定めるところにより自己の電子メールアドレスを公表している団体又は個人（個人にあつては、営業を営む者に限る。）

2 前項第一号の通知を受けた者は、総務省令で定めるところにより特定電子メールの送信をするように求めがあったこと又は送信することに同意があったことを証する記録を保存しなければならない。

3 送信者は、第1項各号に掲げる者から総務省令で定めるところにより特定電子メールの送信をしないように求める旨（一定の事項に係る特定電子メールの送信をしないように求める場合にあつては、その旨）の通知を受けたとき（送信委託者がその通知を受けたときを含む。）は、その通知に示された意思に反して、特定電子メールの送信をしてはならない。ただし、電子メールの受信をする者の意思に基づき広告又は宣伝以外の行為を主たる目的として送信される電子メールにおいて広告又は宣伝が付随的に行われる場合その他のこれに類する場合として総務省令で定める場合は、この限りでない。

(表示義務)

第四条 送信者は、特定電子メールの送信に当たっては、総務省令で定めるところにより、その受信をする者が使用する通信端末機器の映像面に次に掲げる事項（前条第3項ただし書の総務省令で定める場合においては、第二号に掲げる事項を除く。）が正しく表示されるようにしなければならない。

一 当該送信者（当該電子メールの送信につき送信委託者がいる場合は、当該送信者又は当該送信委託者のうち当該送信に責任を有する者）の氏名又は名称

二 前条第3項本文の通知を受けるための電子メールアドレス又は電気通信設備を識別するための文字、番号、記号その他の符号であつて総務省令で定めるもの

三 その他総務省令で定める事項

(送信者情報を偽った送信の禁止)

第五条 送信者は、電子メールの送受信のために用いられる情報のうち送信者に関するものであつて次に掲げるもの（以下「送信者情報」という。）を偽って特定電子メールの送信をしてはならない。

一 当該電子メールの送信に用いた電子メールアドレス

二 当該電子メールの送信に用いた電気通信設備を識別するための文字、番号、記号その他の符号

(架空電子メールアドレスによる送信の禁止)

第六条 送信者は、自己又は他人の営業のために多数の電子メールの送信をする目的で、架空電子メールアドレスをそのあて先とする電子メールの送信をしてはならない。

## 9 【不正アクセス禁止法】

不正アクセス行為の禁止等に関する法律（不正アクセス禁止法）は、不正アクセス行為や、不正アクセス行為につながる識別符号の不正取得・保管行為、不正アクセス行為を助長する行為等を禁止する法律です。

### （目的）

第一条 この法律は、不正アクセス行為を禁止するとともに、これについての罰則及びその再発防止のための都道府県公安委員会による援助措置等を定めることにより、電気通信回線を通じて行われる電子計算機に係る犯罪の防止及びアクセス制御機能により実現される電気通信に関する秩序の維持を図り、もって高度情報通信社会の健全な発展に寄与することを目的とする。

### （定義）

第二条 1～3略

4 この法律において「不正アクセス行為」とは、次の各号のいずれかに該当する行為をいう。

一 アクセス制御機能を有する特定電子計算機に電気通信回線を通じて当該アクセス制御機能に係る他人の識別符号を入力して当該特定電子計算機を作動させ、当該アクセス制御機能により制限されている特定利用をし得る状態にさせる行為（当該アクセス制御機能を付加したアクセス管理者がするもの及び当該アクセス管理者又は当該識別符号に係る利用権者の承諾を得てするものを除く。）

二 アクセス制御機能を有する特定電子計算機に電気通信回線を通じて当該アクセス制御機能による特定利用の制限を免れることができる情報（識別符号であるものを除く。）又は指令を入力して当該特定電子計算機を作動させ、その制限されている特定利用をし得る状態にさせる行為（当該アクセス制御機能を付加したアクセス管理者がするもの及び当該アクセス管理者の承諾を得てするものを除く。次号において同じ。）

三 電気通信回線を介して接続された他の特定電子計算機が有するアクセス制御機能によりその特定利用を制限されている特定電子計算機に電気通信回線を通じてその制限を免れることができる情報又は指令を入力して当該特定電子計算機を作動させ、その制限されている特定利用をし得る状態にさせる行為

### （不正アクセス行為の禁止）

第三条 何人も、不正アクセス行為をしてはならない。

（他人の識別符号を不正に取得する行為の禁止）

第四条 何人も、不正アクセス行為（第二条第四項第一号に該当するものに限る。第六条及び第十二条第二号において同じ。）の用に供する目的で、アクセス制御機能に係る他人の識別符号を取得してはならない。

（不正アクセス行為を助長する行為の禁止）

第五条 何人も、業務その他正当な理由による場合を除いては、アクセス制御機能に係る他人の識別符号を、当該アクセス制御機能に係るアクセス管理者及び当該識別符号に係る利用権者以外の者に提供してはならない。

（他人の識別符号を不正に保管する行為の禁止）

第六条 何人も、不正アクセス行為の用に供する目的で、不正に取得されたアクセス制御機能に係る他人の識別符号を保管してはならない。

（識別符号の入力を不正に要求する行為の禁止）

第七条 何人も、アクセス制御機能を特定電子計算機に付加したアクセス管理者になりすまし、その他当該アクセス管理者であると誤認させて、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、当該アクセス管理者の承諾を得てする場合は、この限りでない。

一 当該アクセス管理者が当該アクセス制御機能に係る識別符号を付された利用権者に対し当該識別符号を特定電子計算機に入力することを求める旨の情報を、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）を利用して公衆が閲覧することができる状態に置く行為

二 当該アクセス管理者が当該アクセス制御機能に係る識別符号を付された利用権者に対し当該識別符号を特定電子計算機に入力することを求める旨の情報を、電子メール（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成十四年法律第二十六号）第二条第一号に規定する電子メールをいう。）により当該利用権者に送信する行為

（罰則）

第十一条 第三条の規定に違反した者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第四条の規定に違反した者

二 第五条の規定に違反して、相手方に不正アクセス行為の用に供する目的がある

ことの情を知ってアクセス制御機能に係る他人の識別符号を提供した者

三 第六条の規定に違反した者

四 第七条の規定に違反した者

第十三条 第五条の規定に違反した者（前条第二号に該当する者を除く。）は、三十万円以下の罰金に処する。

## 10【有線電気通信法】

「有線電気通信法」は、有線電気通信の設備や使用についての法律で、秘密の保護や通信妨害について規定されています。

（有線電気通信の秘密の保護）

第九条 有線電気通信（電気通信事業法第四条第一項 又は第百六十四条第二項の通信たるものを除く。）の秘密は、侵してはならない。

（罰則）

第十三条 有線電気通信設備を損壊し、これに物品を接触し、その他有線電気通信設備の機能に障害を与えて有線電気通信を妨害した者は、五年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

2 前項の未遂罪は、罰する。

第十四条 第九条の規定に違反して有線電気通信の秘密を侵した者は、二年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 有線電気通信の業務に従事する者が前項の行為をしたときは、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

3 前二項の未遂罪は、罰する。

4 前三項の罪は、刑法（明治四十年法律第四十五号）第四条の二 の例に従う。

第十五条 営利を目的とする事業を営む者が、当該事業に関し、通話（音響又は影像を送り又は受けることをいう。以下この条において同じ。）を行うことを目的とせずに多数の相手方に電話をかけて符号のみを受信させることを目的として、他人が設置した有線電気通信設備の使用を開始した後通話を行わずに直ちに当該有線電気通信設備の使用を終了する動作を自動的に連続して行う機能を有する電気通信を行う装置を用いて、当該機能により符号を送信したときは、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

## 11【個人情報保護法】

### （目的）

第一条 この法律は、高度情報通信社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることに鑑み、個人情報の適正な取扱いに関し、基本理念及び政府による基本方針の作成その他の個人情報の保護に関する施策の基本となる事項を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、個人情報を取り扱う事業者の遵守すべき義務等を定めることにより、個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

### （定義）

第二条 この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

一 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式をいう。次項第二号において同じ。）で作られる記録をいう。第十八条第二項において同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

#### 二 個人識別符号が含まれるもの

2 この法律において「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、政令で定めるものをいう。

一 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であつて、当該特定の個人を識別することができるもの

二 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であつて、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

3 この法律において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その

他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

4 この法律において「個人情報データベース等」とは、個人情報を含む情報の集合物であつて、次に掲げるもの（利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないものとして政令で定めるものを除く。）をいう。

一 特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの

二 前号に掲げるもののほか、特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるもの

5 この法律において「個人情報取扱事業者」とは、個人情報データベース等を事業の用に供している者をいう。ただし、次に掲げる者を除く。

一 国の機関

二 地方公共団体

三 独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）第二条第一項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）

四 地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）

6 この法律において「個人データ」とは、個人情報データベース等を構成する個人情報を用いる。

7 この法律において「保有個人データ」とは、個人情報取扱事業者が、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データであつて、その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして政令で定めるもの又は一年以内の政令で定める期間以内に消去することとなるもの以外のものをいう。

8 この法律において個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。

9 この法律において「匿名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であつて、当該個人情報を復元することができないようにしたものを用いる。

一 第一項第一号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

二 第一項第二号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

10 この法律において「匿名加工情報取扱事業者」とは、匿名加工情報を含む情報の集合物であって、特定の匿名加工情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものその他特定の匿名加工情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるもの（第三十六条第一項において「匿名加工情報データベース等」という。）を事業の用に供している者をいう。ただし、第五項各号に掲げる者を除く。

（基本理念）

第三条 個人情報、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであることにかんがみ、その適正な取扱いが図られなければならない。

（利用目的の特定）

第十五条 個人情報取扱事業者は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的（以下「利用目的」という。）をできる限り特定しなければならない。

2 個人情報取扱事業者は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

（利用目的による制限）

第十六条 個人情報取扱事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

2 個人情報取扱事業者は、合併その他の事由により他の個人情報取扱事業者から事業を承継することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで、承継前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱ってはならない。

3 前二項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

一 法令に基づく場合

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

（データ内容の正確性の確保等）

第十九条 個人情報取扱事業者は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つとともに、利用する必要がなくなったときは、当該個人データを遅滞なく消去するよう努めなければならない。

(安全管理措置)

第二十条 個人情報取扱事業者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(従業員の監督)

第二十一条 個人情報取扱事業者は、その従業者に個人データを取り扱わせるに当たっては、当該個人データの安全管理が図られるよう、当該従業者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(委託先の監督)

第二十二条 個人情報取扱事業者は、個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合は、その取扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(第三者提供の制限)

第二十三条 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

一 法令に基づく場合

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

2 個人情報取扱事業者は、第三者に提供される個人データ（要配慮個人情報を除く。以下この項において同じ。）について、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であって、次に掲げる事項について、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出たときは、前項の規定にかかわらず、当該個人データを第三者に提供することができる。

- 一 第三者への提供を利用目的とすること。
  - 二 第三者に提供される個人データの項目
  - 三 第三者への提供の方法
  - 四 本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること。
  - 五 本人の求めを受け付ける方法
- 3 個人情報取扱事業者は、前項第二号、第三号又は第五号に掲げる事項を変更する場合は、変更する内容について、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出なければならない。
- 4 個人情報保護委員会は、第二項の規定による届出があったときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該届出に係る事項を公表しなければならない。前項の規定による届出があったときも、同様とする。
- 5 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前各項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。
- 一 個人情報取扱事業者が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託することに伴って当該個人データが提供される場合
  - 二 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合
  - 三 特定の者との間で共同して利用される個人データが当該特定の者に提供される場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。
- 6 個人情報取扱事業者は、前項第三号に規定する利用する者の利用目的又は個人データの管理について責任を有する者の氏名若しくは名称を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。

※ 今回は以上です。

※ 別紙で「理解度チェックシート」もありますので、理解度のチェックにお役立てください。

## 株式会社リッアンス T C 「情報セキュリティ教育」

### 法令編 理解チェック表

【刑法】

☐チェック

【サイバーセキュリティ基本法】

☐チェック

【著作権法】

☐チェック

【電気通信事業法】

☐チェック

【電子署名及び認証業務に関する法律】

☐チェック

【電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律】

☐チェック

【電波法】

☐チェック

【特定電子メールの送信の適正化等に関する法律】

☐チェック

【不正アクセス禁止法】

☐チェック

【有線電気通信法】

☐チェック

【個人情報保護法】

☐チェック

# 「リッアンSTC情報セキュリティ教育」

## 受講後

## 遵守事項確認チェックシート

株式会社リッアンSTC 御中

記

私は、情報セキュリティ教育を受けて、情報セキュリティの重要性を理解し、以下に定める事項を遵守いたします。

| NO | チェック                     |                                        |
|----|--------------------------|----------------------------------------|
| 1  | <input type="checkbox"/> | 貸与物（IDカード等）の取り扱いには十分注意し、紛失しない対策を実施します。 |

|    |                          |                                                |
|----|--------------------------|------------------------------------------------|
| 2  | <input type="checkbox"/> | IDカードを不携帯のまま、執務室に立ち入りしません。                     |
| 3  | <input type="checkbox"/> | 執務フロアとは別の自身が許可されていない場所への立ち入りを<br>行いません。        |
| 4  | <input type="checkbox"/> | 業務目的以外でのサーバへのアクセス、情報取得、情報の改変は<br>行いません。        |
| 5  | <input type="checkbox"/> | 業務目的以外でのインターネットの利用を行いません。                      |
| 6  | <input type="checkbox"/> | 業務目的以外の電子メールの送受信を行いません。                        |
| 7  | <input type="checkbox"/> | 電子メールを送信する際は、送信先、添付ファイル、メール本文<br>に誤りがないか確認します。 |
| 8  | <input type="checkbox"/> | 業務で使用する情報機器で個人が持つアカウントのフリーメール<br>を使用しません。      |
| 9  | <input type="checkbox"/> | 身に覚えのない怪しい電子メールを受信した場合、開かないで削<br>除します。         |
| 10 | <input type="checkbox"/> | 不審な電子メールを受信した場合は、チーム責任者に報告しま<br>す。             |
| 11 | <input type="checkbox"/> | 業務に関係のない情報やファイルをインターネットからダウンロ<br>ードしません。       |

|    |                          |                                                             |
|----|--------------------------|-------------------------------------------------------------|
| 12 | <input type="checkbox"/> | 業務以外でインターネットサイトに情報やファイルをアップロードしません。                         |
| 13 | <input type="checkbox"/> | 業務で使用するPCでSNSやチャットサービスは利用しません。                              |
| 14 | <input type="checkbox"/> | 業務で使用するPCには利用が許可されているソフトウェア以外はインストールしません。                   |
| 15 | <input type="checkbox"/> | 外部に情報および情報機器・記憶媒体の持出しを行いません。                                |
| 16 | <input type="checkbox"/> | USBメモリなどの記憶媒体を執務室に持ち込みません。                                  |
| 17 | <input type="checkbox"/> | 期間中及び業務終了後、在籍中に知り得た一切の情報は、期間を問わず第三者に漏らしません。                 |
| 18 | <input type="checkbox"/> | システムへのアクセスのためのユーザIDを他人へ貸与しません。                              |
| 19 | <input type="checkbox"/> | 以上の定めに違反し、派遣先その他第三者が損害を被った場合、関係各位と協議の上、その損害の全部または一部を賠償致します。 |
| 20 | <input type="checkbox"/> | 違反した経緯や対応手順等に、故意または過失・怠慢、意識の低さによる不備がある場合は、関係各位と協議の上、賠償につ    |

|  |  |            |
|--|--|------------|
|  |  | いて指示に従います。 |
|--|--|------------|

年 月 日

住所

本人署名：